

## 大会シンポジウム 「事実と虚構」

### 提題者

亀井大輔 (立命館大学)

伊勢田哲治 (京都大学)

関谷直也 (東京大学)

### 司会者

柏端達也 (慶應義塾大学)

長坂真澄 (早稲田大学)

### 趣意文

現代の我々は、事実と虚構の区別をすることが容易ではない世界を生きている。先の大統領選挙でアメリカ合衆国を二分した二党の支持者たちにおいて顕著だったのは、双方が歴史的諸事実に対してそれぞれ異なる解釈を積み重ねることにより、二つの相反する世界観を構築しようということであった。ロシアやトルコの例を挙げるまでもなく、或る国の国家元首が、一方の報道によれば独裁者、他方の報道によれば強国の圧力に屈しない統治者となるといったことは日常的茶飯事であり、こうした事象は枚挙に暇がない。

加えて、高度な映像技術の発達により、現実と見分けのつかない非現実を構築することはますます容易になっている。他方、現実もまた、遠隔技術を介し断片的に伝達に供され、拡散、増殖される中で、その切り取られ方によっては玉虫色の解釈へと開かれ、虚構へとたやすく組み込まれるものとなる。

しかしこのような事態は、そもそも事実というものそれ自体の存在は自明なのか、という問いをも惹起する。歴史的事実と呼ばれるものについて、たとえその事実の直接的な目撃者が過去に存在したとしても、その知覚が過去に位置する以上、現在の歴史家の反省を通して間接的に再構築されるほかはない。そこには虚構の構築にも寄与する想像力の作用が介入する。さらには、今日の前にある事実を目撃するという事柄からして、想像力なくしていかにもその知覚が認識の対象となることができるだろうか。かくして、事実として認識されるものは常にすでに、虚構を打ち立てる能力である想像力とは無縁ではありえない。

とはいえ、我々は一般に、事実と虚構は区別されるもの、区別されなければならないものと考えている。自然現象としての諸事実は、矛盾律や因果律に拘束される形で一なる現実世界を構成しており、それゆえ、それら事実は個人の専有物ではなく、他者と共有されるものである。この現実世界のあらゆる諸事実の一つ一つは、そこに生きるあらゆる個人の一人一人に、何らかの形で、直接的あるいは間接的に共有されている。さらに、これら事実のそれぞれは、特定の時間・空間に位置づけられ、特異性、すなわち反復不可能性を有しており、ひとたび既成事実となったものは消去されえない。

このことは、自然現象としての事実のみならず、社会現象や心理現象としての事実にまで、拡張される。というのも、我々はしばしば、因果律や矛盾律を、程度の差はあれ、またその妥当性はどうか、社会や心理の領野に援用するからである。

さて、以上のように特徴づけられる事実なるものとは対照的に、虚構は、事実をある程度含むとしても、事実から遊離する自由を持ち、幾つかの事実に矛盾したり、因果関係に背いたりすることも可能である。たとえば、夢や想像の中で、死者は容易に蘇り

る。虚構は必ずしも他者と共有される必要はなく、時間・空間の制約を離れることができ、消去、再生、反復も自在である。ただし、虚構の物語は、物語の内部に事実らしさを確保することにより一すなわち矛盾律や因果律などの内的拘束に従うことにより、あるいは事実とされるものと外的に連関づけられることにより——、受け手(読者/視聴者)に対して、事実と匹敵するような、さらには事実を陵駕するような、鮮明な印象を与えることもありうる。

以上のような、事実と虚構の区別は、倫理的な観点からも重要である。たとえば、歴史教育において、教科書には事実が記録されていることを我々は要求する。虚構が事実としてまかりとおるのは危険であり、冤罪の例にあるように、虚構に基づいて断罪される者の悲劇ははかりしれない。そこから、事実の事実性に対する尊重、畏敬や崇拜も帰結しうる。

本大会シンポジウムは、大陸哲学、分析哲学、社会科学の三つの視点から、事実と虚構の錯綜、両者の区別の不可能性、あるいは不可能性においてなおも区別する可能性等々について、議論することを目的とする。

まず、事実と虚構の区別のあやうさを指摘する哲学者として、デリダが挙げられる。デリダは歴史という主題を、超越論的哲学の伝統を背景に、とりわけ、カント、ヘーゲル、ニーチェ、フッサール、ハイデガーの歴史をめぐる議論を繰り返し読解しつつ、展開する。主観的歴史のみでは、我々は相対主義に陥るが、客観的歴史を構築するためには、目的論的観点を導入せざるをえないのか。本シンポジウムでは、デリダの歴史概念についての研究で知られる亀井大輔氏(立命館大学)に、デリダにおける事実と虚構の問題を論じていただく。

分析哲学の立場からの提題として、伊勢田哲治氏(京都大学)からは、事実の因果体系からは独立であるはずのフィクションが、事実に対して因果的な影響を及ぼすそのメカニズムを解明する議論を展開していただく予定である。事実に関する言明に対して、我々はそれが虚偽であるか否か吟味することができるが、そもそも虚構であるフィクションにおいて、そのような批判は無意味に思える。とはいえ、フィクションにおいても、真実味の度合いがあるのも確かであり、虚構作品が、事実に関するメッセージを、著者/作者の意図とは独立に発することもある。本提題では、グライスの協調原理を援用することにより、このような事象がいかんにして起こるのかを分析していただく。

関谷直也氏(東京大学)は、風評被害と呼ばれる現象について、積極的な議論を展開している。本シンポジウムでは、まず、「風評」という概念について、「流言」や「うわさ」といった概念とともに分析した後、風評被害という社会科学的な概念が形成される仕組みを解明していただく予定である。科学的な観点から実際に被害はない場合でも、風評による被害が補償されるべき被害として問題となるとき、そこでは「安全」というきわめて主観的な判断に依存するものが参照項とされている。このような参照項の遊動性に由来する、風評被害と呼ばれる現象の射程や多面性について、論じていただく。

本シンポジウムは、以上の三側面から、事実と虚構の区別に光を当てるのみにとどまらず、それぞれの分析を、方法論の違いを超えて突き合わせることにより、ここには記述されていない新たな問題の提起をも可能とするだろう。

## 議論としてのフィクション

伊勢田哲治(京都大学)

クリティカルシンキングは、自分や他者の理由付きの主張、すなわち議論を批判的に吟味するための手法である。そうした吟味の対象となるのは、通常は事実関係についての主張や価値判断などである。事実として主張されていることが実は虚偽ではないかということが吟味されるわけである。では、最初から虚構であることを明示している小説や漫画、映画などはクリティカルシンキングの対象とならないのだろうか。本提題ではグライスの推意の理論や協調原理を援用しつつ、フィクションをクリティカルシンキングの対象として位置づけ直すことを目指す。

そもそもフィクションとはなんだろうか。文芸ジャンルとしてのフィクションは、一方ではノンフィクションと区別され、他方では単なる嘘や間違いと区別される。フィクションを単に現実と異なった発話行為として理解しようとすると、多くの困難に直面する。実際、フィクション作品であるのにその中の固有名詞が指示対象を持ったり、個別の文単位でみたときに真であったりすることは少なくない。著者・製作者側の意図や読者・視聴者の意図は無関係ではないものそこに完全に還元するのも難しい。本提題で何がフィクションかという問題に直接答えをだすわけではないが、事実上に依拠しない叙述を行っているということを伝えるシグナル(たとえば小説や劇映画というフォーマットをとること)とともに提供されるということがフィクションをフィクションたらしめる重要な特徴(必要条件ではなくとも)だと考える。

多くの場合、そうしたフィクションの叙述は芸術的・娯楽的価値を生み出すことを目的として行われるが、それ以上の目的を持つように見える場合もある。たとえば「反戦映画」と呼ばれるタイプの映画があるが、そうした映画は、一般に、戦争に反対するというメッセージを伝えようとしているものと解される。しかも、単に戦争への反対を主張するだけでなく、「戦争はこれこれこういう理由で行うべきではない」というタイプの理由付きの主張、すなわち議論を行っているように見える。しかし、虚構の(あるいは少なくとも事実かどうかが問題とならないような)出来事の叙述がどうしてそうしたメッセージの媒体となりうるのだろうか。

われわれはさまざまな手掛かりを使ってフィクションの中に主張を読み取る。たとえばある主張を行っている人物が(美德をそなえた人物であるとか最終的に幸せになるといった形で)肯定的に描かれるならその作品はその主張そのものを肯定していると解釈されるだろうし、逆にある主張を行っている人物が(悪徳を備えた人物であるとか最終的に不幸になるといった形で)否定的に描かれるなら、その作品はその主張を否定していると解釈されるだろう。同様に、ある作品がある出来事を描く際に(その出来事を登場人物が肯定する、その出来事が幸福につながるなど)肯定的な側面が中心的に描かれるなら、その出来事を肯定していると解釈されるだろうし、ある作品がある出来事を描く際に(その出来事を登場人物が否定的に評価する、その出来事が不幸につながるなど)否定的な側面が中心的に描かれるなら、その作品自体がその出来事を否定的にとらえていると解釈されるだろう。そして、ある出来事が幸福や不幸につながるという描写は、その特徴ゆえにその出来事は善い(悪い)という議論として解釈できるわけである。ある映画が「反戦映画」とみなされるとき、戦争の悲惨さや愚かさを描くことでこの意味での議論を行っている」と解釈されているのではないだろうか。

もしそうした解釈が受け手の側の勝手な思い込みであるならば、そうした「主張」をクリティカルシンキングの検討の対象とすることは不適當であろう。しかし、あるフィクション作品の持つ客観的な特徴をもとに、「この作品はかくかくという議論を行っている」といえる場面もあるように思われる。グライスの協調原理は、こうした議論としての側面を客観的に取り出す際に利用できるだろう。

グライスの協調原理では、発話者は量の格率、質の格率、関係の格率、様態の格率の4つにしたがって発話を行っているはずであり、発話の持つ推意はこの4つにしたがって解釈される。しかしフィクションにおいては質の格率(できるだけ正確な情報を伝える)は適用されなくなるため、叙述には大きな自由度が発生する。その自由の中であるストーリーや描き方が選ばれることで、受け手はその選択が何らかの「関連性」を持つはずだと考えることが協調原理によって許されることになる。ある出来事の否定的な側面が描かれるという描き方が受け手にとって関連性を持つのだとすれば、その出来事についての否定的な意見を伝えようとしているという関連性が思いつかれるだろう。特に、芸術的・娯楽的価値という観点からあまり効果的でないような箇所については、そうした主張の関連性の可能性が強い。様態の格率からいえば、伝えたいことがあるならそれは(フィクションの芸術的・娯楽的価値と両立する限りにおいて)できるだけわかりやすい形で描かれているはずである。他の解釈の可能性が見当たらないのであれば、この様態の格率はフィクションのメッセージについて素直な解釈を行う根拠になる。

協調原理を使って考える際に重要なのは、そうしたメッセージは、著者・製作者の意図とも、受け手の理解ともある程度独立だということである。著者・製作者が考えたメッセージとまったく異なるメッセージを読者が受け取ったとき、単純にどちらかに解釈の優先権があるわけではない。実際に作品中でどういう手掛かりが与えられていて、その手掛かりから協調原理を使って導ける推意はなにかが妥当な解釈を決めることになるだろう。たとえば『プロデューサーズ』という1968年の映画では、劇中劇がプロデューサーの意図と全く異なる仕方を受容される様子が描かれる。こうした事例を考察することで、フィクションの行う議論について、より掘り下げて考えることができるだろう。

フィクションの中の推意についてグライス流の協調原理を使って明らかにする作業は、他のタイプの表現の推意にも応用できるだろう。フィクションとよく似ていながら区別されるべきものとしてフェイクニュースや陰謀論がある。これらは、小説などのフィクションのフォーマットをとっていないことを除いてはフィクションとよく似た存在である。フェイクニュースや陰謀論を批判する際に、単に伝えている内容が事実でないということを批判するのであれば簡単であるが、それだけでは批判すべきポイントが尽きていないと感ぜられることもあるだろう。そうした「さらに批判すべきポイント」を筋道をたてて洗い出す際に、協調原理はやはり利用できるであろう。たとえば、アメリカの前大統領やその支持者が「大統領選挙で不正があった」と主張したことは、その内容が間違いだとして批判されただけでなく、選挙制度そのものへの信頼を揺るがす行為としても批判された。しかし、選挙制度そのものが信用できないと一言も言わずにそのメッセージを伝えることがいかにして可能なのだろうか。本講演ではこうした事例も議論としてのフィクションと類似の方法で分析が可能だと考える。

## デリダと虚構性の問い

亀井大輔（立命館大学）

本シンポジウムにおける私の課題は、「事実と虚構」という主題に、20世紀フランスの思想家ジャック・デリダの思想を通じてアプローチすることである。デリダにおいてfiction（虚構、フィクション）という語はさほど積極的に用いられるものではなく、この種の問題を扱うときにも「私たちは〔fictionとは〕別の語を探さなければならない」（「文学と呼ばれる奇妙な制度」と言うほどであるから、デリダが虚構について正面から論じたテキストは少ない。しかし、事実／虚構という問題系を通じてデリダのテキストを紐解いてみると、虚構性の問題が、その脱構築の思考にとって重要なものとして浮上することになる。

そこでこの予稿では、デリダのテキストにおいてfictionの問題が部分的にでも論じられるいくつかの箇所（この語が用いられない議論も含める）に注目して、デリダの思想にとって事実／虚構がどのような意味をもつのかを考えるために、可能な論点を以下に四つ挙げておきたい。

### 1 ickに歴史を語るか

一般に、事実／虚構の区別がきわめて重要な位置を占めるのは、歴史の問題においてであろう。歴史叙述は事実の記述であるべきか、物語（虚構）を語ることは歴史叙述にどのような意味をもつかという議論はこれまでもなされてきた。

デリダが『ハイデガー 存在の問いと歴史』講義で展開する「物語を語ること」をめぐる議論も、こうした問題と重ねて読むことができる（ただしそこで虚構という語は用いられない）。ハイデガーは存在の問いに着手するために「物語を語ること」の禁止をその条件とした。デリダがプラトンを参照して述べるように、「物語を語ること」は「神話的言説に身を委ねること」であり、存在を問題とするときにはそのような語りを放棄しなければならない。しかし他方で、こうした語りは万人に語り聞かせるために必要なものでもある。哲学の言語が自然的言語と切り離せないかぎり、「物語を語ること」の完全な禁止は不可能であろう。

ここから導出するのは、哲学を開始するために「物語を語ること」を拒否する哲学者の身振りの必然性と、その不可能性である。これは、哲学的言説における「物語」の虚構性の不可避性の問題として、ひいては哲学／文学の関係性をめぐる問題として、その後も受け継がれることになる。

### 2 知覚言表と証言の問題系

デリダ初期の代表的テキスト『声と現象』には次のような文章がある。「あらゆる記号一般が根源的に反復的な構造を持っていることを認めるならば、記号というものの虚構的な使用と実際的な使用のあいだの一般的区別は脅かされるだろう。記号は、根源的に虚構によって働きかけられているのだ。」デリダがここで論じるのは、実際に言語を発話する事例と、心中で想像上の発話をおこなう事例との区別が、記号の反復構造によって動揺するということである。すなわち、記号（言語）において現実／虚構の区別は派生的なものにすぎない。

このことは、同書第七章の知覚言表をめぐる議論にもつながる。実際に対象を知覚しながら同時に言表をおこなう事例（例、「窓の外に猫がいる」）において、この言表は、たとえ対象が不在であっても、さらには発話する主体ですら不在であるとしても（私の死の可能性）、意味作用をおこなう。このように、事実を述べる言表は、つねに虚構的言表であるという可能性を伴う。

この論点は、後期のデリダにおいて、知覚における盲目性、さらには証言の問題へと引き継がれているように思われる。証言とは、自らが目撃した事実を語ることとしてその重みを持つ。しかしデリダは1997年（口頭発表は1995年）のテキスト『滞留』において、目撃の瞬間の明証性のうちに盲目性があること、証言は構造的に虚構の可能性を含むことを論じていく。

### 3 行為遂行性と虚構の問題

デリダは「署名 出来事 コンテキスト」（『哲学の余白』）という論考で、オースティンの言語行為論について議論している。そこで論点となるのは、オースティンが、言語行為が失敗に終わる要因を言表の正常性の欠如（発話の「不真面目な」「寄生的な」状況）に求めたことである。デリダはこうした寄生的状況は「正常」と言われるコンテキストにおいてもつねに介入していると主張する。

この議論は有名なデリダ・サル論争を引き起こす。ここではサルを踏まえてこうした「寄生的」状況が「虚構」と呼ばれる。デリダはサルのいう「非虚構的な標準的言説」に対し、オースティンに対してと同様、虚構が介入する可能性の問いを提起する（『有限責任会社』）。

デリダにおける行為遂行性の問題がたんなる発話の問題にとどまらず、法の制定という問題（『法の力』など）へと展開することを考えれば、この議論の射程は広く、「諸々の法律、憲法、人権宣言、文法や刑法典」（『有限責任会社』）における虚構性の問題へとつながるだろう。さまざまな制度が「つくられた」ものである以上、そこに虚構性を見ることは可能であり（フィクションとしての法、虚構としての政治）、デリダもこうした立場に近いと言える。

### 4 嘘の歴史

最後に、1994-1995年講義に由来するデリダのテキスト『嘘の歴史』（2004年）を読むことにしたい（これがシンポジウムでの私の課題となっている）。この書物にはいくつかの議論が含まれるが、ここではデリダが、嘘の概念の歴史、嘘をめぐる出来事からなる歴史と区別して、〈嘘の歴史〉を「あるひとつの真の歴史」として思考していることに注目したい。歴史というものは〈嘘の歴史〉である、とデリダは結局のところ述べているように思われる。その含意はどのようなものか、歴史の思考において「嘘」はどのような意味をもつのだろうか。こうした問いに取り組む必要があるだろう。

以上に挙げた論点すべてを提題において十分に論じることはおそらく難しいので、トピックの絞り込みと掘り下げをしたうえで、デリダにおける虚構性の問題を提起することにした。

## 「流言」「風評」「うわさ」の「風評被害」の虚実

関谷直也（東京大学）

ここでは「流言」「風評」「うわさ」と「風評被害」の二つの概念の虚実を論じたい。

### 1. 「流言」「風評」「うわさ」の虚実

「流言」「風評」「うわさ」は、根源的に多様な意味を持つ。

第一に、「口伝えによるコミュニケーション」という意味である。主に「流言」研究といえば、「口伝えによるコミュニケーション」のことである。その研究は、社会的背景や、そのコミュニケーションの実態を解明ことに主たる目的がある。

第二に、「真実と確認できない」という意味である。『「うわさ」に過ぎない」「それは『流言だ』』という言明に典型的に現れるものである。この場合は「真実と確認できない」という意味に重点がおかれる。この言明自体には、その「うわさ」「流言」が口伝えによるコミュニケーションとしてどのくらい流布しているか、どう流布していったのか、それが事実として確認されているかどうか、などにはあまり関心はない。人口に膾炙しているメッセージを、解釈者（研究者）が「事実」と考えている場合にはニュース伝播の研究となり「真実と確認できない」という視点から分析する場合は「流言」「風評」「うわさ」の研究となる。

シブタニは流言(Rumor)をImprovised News(即興のニュース)とよび、危機時など社会において情報が不足した場合に即興で作られるニュースとした。即興ゆえに、そこに事実誤認としての間違いや、伝え手の意図が入り込む余地がある。

一つ目は「誤」。単なる事実として間違いの場合、客観的に誤りが確認される場合は、誤報(False News)や誤情報(Misinformation)という。

二つ目は「偽」の場合である。この場合はフェイクニュース(Fake News)や偽情報(Disinformation)という。主語、言葉の発話者や使用者にとって価値観として「間違い」である場合である。Post Truthを持ち出さなくてもトランプ大統領の“You are Fake News”という言明そのものが意味するものは、真実か否か、事実か否かではない。発話者や使用者が認めたくないもの、間違いと思う事象はFake Newsとなる。

三つ目は「嘘」の場合である。この場合はデマ(Demagogy)と呼ぶ。その主語、言葉の発話者や使用者があえて間違いであることを理解した上で、人々を扇動するなどの意図や政治的な悪意がある場合である。

四つ目は「嗤」の場合である。災害時や危機時の陰謀論的な「流言」「風評」「うわさ」は、誰も本気にはしないことを前提にネタとして扱われる場合がある。地震が起きたときに、「これは〇〇国の地震兵器である」、パンデミックの際に「これは〇〇国の生物兵器である」というのは「偽」「嘘」として読み取る人もいるが、ほとんどの場合はネタに過ぎない。だが、それも市井のたわいもない会話としては成立する。

また、これらの分類のどれに当てはまるかというのは、そのメッセージの主語、言葉の発話者や使用者の解釈による。また仮に本人がそのような分類の意図をもっていなかったとしても、その「流言」「風評」「うわさ」の存在自体を認識していればコミュニケーションの素材として成立する。そして、受け手も、主語、言葉の発話者や使用者の解釈によるメッセージとは異なる受容の仕方をする。

### 2. 「風評被害」の虚実

風評被害とは「ある事件・事故・環境汚染・災害が大々的に報道され、本来『安全』とされる食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害」を指す(関谷、2011『風評被害』光文社新書)。元々、原子力分野に限って用いられた言葉であった。

風評被害は、「放射性物質による汚染がないにも関わらず発生する経済被害」と限定され用いられてきた。放射性物質は、他の公害の原因物質と異なり、限られた期間での測定が可能である。ただ、原子力損害賠償法上第2条2項では「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう)」を賠償対象としているので、当初は原子力損害賠償法で賠償されなかったが、原子力の事故やトラブルを原因として起こるものであり、これも賠償すべきという要望として問題視され始めた。1954年の第五福龍丸被爆事件後の「放射能パニック」、1974年原子力船むつみの放射線漏出事故、1981年の敦賀原子力発電所のコバルト60漏出などでの漁業被害として問題となってきた。北海道電力泊原子力発電所立地に伴う「民事協定」で明文化された。

原子力の事故やトラブルの場合は、放射線や放射性物質の放出があったかどうかは計測できるので、放射線の作用(放射線量の上昇)があった「実際の被害」と、それが無い「風評に過ぎない被害」は区別できる。だが原子力損害賠償法の賠償対象は前者のみであった。後者も「風評による被害」として、経済被害の一部として認める必要があるとして問題提起された社会事象である。1999年のJCO臨界事故の賠償の議論で、科学技術庁原子力損害調査研究会で方針が転換され、以降、原子力損害として認められるようになった。いわば、「汚染がない(実態がない)」という意味で「風評」で、「経済損害がある(実態がある)」という意味で「被害」である。

また、ここでの『安全』とは、客観的、科学的な意味の「安全」ではなく、主観的な「安全」である。例えば、食品中の放射性セシウムについて基準値100Bq/kgに対して、ある食品から50Bq/kgが検出されたとする。100Bq/kgを「安全」と捉えている人、行政にとっては、原子力損害賠償法上は「安全」な食品であり、もし損害が発生したら「いわゆる風評被害」となる。だが、0Bq/kgや10Bq/kgなどを「安全」ととらえている人にとっては、基準値以下であっても東京電力福島第一原子力発電所由来の放射性物質は飛散したのは事実であるということに重きを置いている人にとっては、「危険」な食品であり、「風評被害ではない」「実害だ」ということになる。

風評被害が問題になる時点で「安全」であるということは大前提であり、農業者・漁業者もある程度、そのことは了解している。ただ、全ての消費者やその動向を踏まえ事業を行う流通関係者に理解してもらうことは難しいので、経済的被害が発生する。それにどう対処するかという問題なのである。

「風評被害」=安全を前提にしているという点は変わりがない。ただし、人によって何をして「安全」とするか、安全に関する価値観、人によって安全をとらえる基準が異なる。ゆえに、何をして「風評被害」とするかは異なる。だから、人によって風評被害という言葉の定義、意味するところが異なるのである。風評被害とは、「安全」をどう判断するかをめぐる社会科学的な概念なのである。